

青森県地域警察運営規程

平成元年8月1日
本部訓令第11号

改正	平成元年9月本部訓令第15号	平成4年3月本部訓令第6号
	平成5年7月本部訓令第11号	平成6年10月本部訓令第15号
	平成13年3月本部訓令第13号	平成19年2月本部訓令第6号
	平成20年3月本部訓令第4号	平成22年3月本部訓令第8号
	平成30年3月本部訓令第6号	

警察本部
警察学校
各警察署

青森県外勤警察運営規程（昭和44年9月青森県警察本部訓令第13号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

青森県地域警察運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 配置・運用（第7条—第18条）
 - 第1節 勤務の基準（第7条—第14条）
 - 第2節 交番所長等の職務（第15条—第18条）
- 第3章 指揮監督及び指導教養（第19条—第24条）
- 第4章 通常基本勤務（第25条—第34条）
 - 第1節 通則（第25条・第26条）
 - 第2節 交番、駐在所、警備派出所等（第27条—第32条）
 - 第3節 自動車警ら班（第33条）
 - 第4節 警備派出所（第34条）
- 第5章 特別勤務及び転用勤務（第35条・第36条）
- 第6章 交番相談員（第37条・第38条）
- 第7章 補則（第39条—第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、青森県警察における地域警察の運営及び地域警察官の勤務に関して必要な事項を定めるものとする。

（活動単位）

第2条 地域警察の組織を構成する活動単位は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交番（臨時交番を含む。以下同じ。）
- (2) 駐在所
- (3) 移動交番車
- (4) 自動車警ら班
- (5) 警備派出所

（勤務種別）

第3条 地域警察の勤務種別は、前条に規定する活動単位ごとの地域警察勤務及び地域警察事務従事勤務（警察本部又は警察署において地域警察運営に関する企画等を行う勤務をいう。以下同じ。）とする。

（運用方針）

第4条 警察署長（以下「署長」という。）及び生活安全部地域課長（以下「署長等」という。）は、事件、事故の発生状況、地域の実情等を勘案し、前条に規定する勤務種別に従い勤務する地域警察官が相互の連携を保持し、それぞれの機能が最高度に発揮されるように努めなければならない。

（初動的な措置の範囲）

第5条 規則第3条第2項に定める初動的な措置の範囲基準は、別に定める。

2 署長等は、前項の基準によりがたい特別の事情があるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て別に指示することができる。

（名称の表示等）

第6条 交番及び駐在所（以下「交番等」という。）並びに警備派出所の名称の表示及び赤色灯の設置は、青森県警察署処務規程（昭和33年9月青森県警察本部訓令甲第30号）の定めるところによる。

2 警ら用無線自動車（小型警ら車を含む。）の名称の表示は、青森県警察とするほか、青森県警察のシンボルマーク（昭和52年1月青森県公安委員会告示第6号）を表示する。

第2章 配置・運用

第1節 勤務の基準

（勤務制）

第7条 地域警察官の勤務制は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 交替制勤務 青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号）の別表に定める交替制勤務

(2) 日勤制勤務

ア 通常勤務 官庁執務時間による勤務

イ 毎日勤務 勤務を要しない日が指定される勤務

(3) 駐在制勤務 駐在所又は交番の施設に居住し、毎日勤務により活動する勤務

（勤務制の指定と勤務方法）

第8条 各勤務種別ごとの勤務制及び勤務方法（以下「通常基本勤務」という。）は、次表のとおりとする。

勤務種別	勤務制	勤務方法
交番勤務	交替制勤務	立番、見張、在所、警ら、巡回連絡
駐在所勤務	駐在制勤務又は日勤制勤務 （日勤制勤務は毎日勤務に限る。）	在所、警ら、巡回連絡
移動交番車勤務	日勤制勤務	在所、警ら
自動車警ら班勤務	交替制勤務	機動警ら、待機
警備派出所勤務	日勤制勤務	警戒警備、立番、見張、在所、警ら
地域警察事務従事勤務	日勤制勤務又は交替制勤務	地域警察勤務

2 署長は、駐在所勤務に関し、駐在所の周辺における人の往来その他の交通状況等を勘案して特に必要があると認める場合は、勤務方法に立番及び見張を加えることができる。

3 署長は、所管区及び受持区の面積、人家の分布状況等から、警らと巡回連絡を併せて行うことが効率的と認める場合は、勤務方法に警ら・巡回連絡を加えることができる。

4 署長等は、第1項に規定する勤務制によりがたいときは、本部長の承認を得て別に指定することができる。

（勤務の開始及び終了時刻）

第8条の2 地域警察官の勤務の開始及び終了時刻は、原則として次表に定めるとおりとする。

勤務制	勤務別	勤務開始時刻	勤務終了時刻
交替制勤務	日勤	午前8時30分	午後5時15分
	当番	午前8時30分	翌日午前8時30分
日勤制勤務	日勤	午前8時30分	午後5時15分
駐在制勤務			

2 署長は、地域警察の重点的、効果的な運用を図るため、本部長の承認を得て前項の勤務開始時刻及び勤務終了時刻を早め、又は遅らせることができる。

(勤務時間の基準)

第9条 通常基本勤務の勤務時間の基準は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

2 毎日勤務の地域警察官は、原則として1週4時間の夜間又は早朝における警らを行うものとする。

3 署長は、第1項の規定にかかわらず、交番所長に対しては、当該交番の勤務員の数、所管区内の治安状況等に応じて別の勤務時間の基準を示すことができる。

(勤務基準策定上の留意事項)

第10条 署長は、前条第1項に規定する勤務時間の基準に基づき、活動単位ごとの勤務方法別の勤務時間の割り振り(以下「勤務基準」という。)を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 交番等については、来訪者が多いと予想される時間帯において、立番、見張又は在所の勤務に従事する地域警察官の確保に努めること。

(2) 巡回連絡を確実に実施するための勤務時間の確保に努めること。

(3) 巡回連絡の勤務時間は、原則として昼間の時間帯に割り振ること。

(4) 管内の警戒力、特に夜間における警戒力に間隙を生じさせないように努めること。

(5) 立番の勤務時間は、交番等の位置、人の往来その他の交通状況から、警戒の効果が高いと認められる時間帯に割り振ること。

(6) 見張の勤務時間は、警らに引き続いて割り振ること。

2 署長は、勤務基準を定めるに当たっては、勤務員の意見を適切に反映することにより、所管区の実態等に即したものとするように努めなければならない。

3 署長は、所管区の状況の変化等に対応するため、定期的に勤務基準を見直さなければならない。

(勤務変更についての留意事項)

第11条 地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては効果的な地域警察活動ができないと認めるときは、その旨を、署長が指定する直属の地域警察幹部(以下「直属の地域警察幹部」という。)に申し出て、当該地域警察幹部から、勤務変更の指示を受けなければならない。ただし、軽易な勤務変更については、直近直属の地域警察幹部の指示を受けることができる。

2 地域警察官は、緊急を要する場合等において前項の指示を受けるいとまがないときは、必要な措置をとったのち、その経過を速やかに直近直属の地域警察幹部に報告しなければならない。

3 署長又は直属の地域警察幹部は、治安情勢等から勤務変更の指示を行う必要があるときは、勤務時間の割り振り等を適切に行うものとする。

4 前3項の規定により勤務変更の指示をし、又は勤務変更の報告を受けた地域警察幹部は、地域課長又は地域係長にその旨を報告しなければならない。

(勤務計画等)

第12条 署長は、あらかじめ1箇月ごとに勤務計画を定めるものとする。

2 前項の勤務計画は、地域警察活動の重点、指揮監督及び指導教養の重点、実際に配置可能な地域警察官の人員の計画等を定めるものとする。

(制服勤務の例外)

第13条 署長は、捜索救助、雑踏警備等の特別勤務、犯罪捜査の専従等の転用勤務に従事させる場合において、制服を着用して活動することが支障があると認めるときは、地域警察官に、制服以外の服装によって勤務することを命ずることができる。

(休憩)

第14条 各活動単位に勤務する地域警察官の休憩は勤務場所において行うものとする。ただし、直属の地域警察幹部又は当直責任者の承認を受けたときは、当該勤務場所を離れて休憩することができる。

2 地域警察官は、急訴等の申告があったときは、休憩中であってもこれを受理し必要な措置を講じなければならない。

第2節 交番所長等の職務

(交番所長及び駐在所長)

第15条 交番所長及び駐在所長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うことにより、当該交番等に勤務する地域警察官及び署長が指定する交番等に勤務する地域警察官を指揮監督するものとする。

- (1) 所管区における活動の重点とその推進要領を策定すること。
- (2) 地域の実情に応じて交番等の地域警察官を効果的に運用すること。
- (3) 通常基本勤務、事件又は事故の現場における初動的な措置その他の地域警察活動に関して指揮監督を行うこと。
- (4) 交番等の個々の地域警察官の能力、個性等を踏まえ、現場に即して具体的な指導教養を行うこと。
- (5) 他の交番等との連絡調整を行うこと。
- (6) 管内の関係機関・団体等との連絡調整を行うこと。

(班長)

第16条 署長は、交番について1当務2人以上の交替制の地域警察官がいるときは、当該当務の班長を指定するものとする。

2 班長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 当務を同じくする勤務員（以下「相勤員」という。）に対し、指揮監督及び指導教養又は助言指導を行うこと。
- (2) 相勤員相互間の融和と協調を図ること。
- (3) 相勤員の勤務と事務処理の調整を行うこと。
- (4) 装備資器材、書類等について保守管理の責に任ずること。
- (5) 勤務交替時の引継ぎによる間隙を生じさせないため、引継ぎを適切に行う責に任ずること。

(交番連絡主任等)

第17条 署長は、交番所長が置かれていない交番及び勤務員が複数で、かつ、駐在所長が置かれていない駐在所については、当該交番等勤務員の緊密な連携を保つため、交番には交番連絡主任を、駐在所には駐在所総括主任を選任するものとする。

2 交番連絡主任の職務については、前条第2項の規定を準用する。

3 駐在所総括主任は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 他の交番等との連絡調整を行うこと。
- (2) 管内の関係機関・団体等との連絡調整を行うこと。
- (3) 当該駐在所勤務員の勤務と事務処理の調整を行うこと。
- (4) 装備資器材、書類等について保守管理の責に任ずること。

(車長)

第18条 署長は、自動車警ら班について1当務に2人以上の交替制の地域警察官がいるときは、当該当務の車長を指定するものとする。

2 車長の職務については、第16条第2項の規定を準用する。

第3章 指揮監督及び指導教養

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第19条 地域警察幹部は、地域警察官を指揮監督及び指導教養するときは、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 命令、指示及び任務は、具体的かつ明瞭に付与すること。
- (2) 日常の職務の遂行に必要な知識及び技能を向上させるため、実務に即した教養に努めること。
- (3) 地域警察官一人ひとりが直接市民と接して職務執行を行うことにかんがみ、適正妥当な判断ができる能力を高めるように努めること。
- (4) 地域警察官一人ひとりの素質、個性等に応じて多様な知識及び技能が開発されるように努めること。

(会議)

第20条 署長等は、毎月1回以上幹部会議を開き、おおむね次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 勤務基準の分析検討

- (2) 地域警察活動の重点
- (3) 地域警察官の指揮監督及び指導教養
- (4) その他地域警察活動について必要な事項
(巡視等)

第21条 署長は、自ら又は副署長、次長若しくは警察署の地域警察幹部に命じて、交番等及び警備派出所の巡回による指揮監督及び指導教養（以下「巡視」という。）を積極的に行うものとする。

- 2 署長、副署長、次長及び地域警察幹部以外の幹部は、その所掌する事項について、交番等及び警備派出所を巡回して、地域警察官の指導教養（以下「巡回」という。）に当たるものとする。
- 3 警察署の地域警察幹部は、巡視に当たっては、地域警察官の勤務及び活動の実態を的確に把握して、実践的な指導教養及び実質的な指揮監督を行うように努めなければならない。
- 4 署長は、あらかじめ1箇月ごとの巡視計画及び巡回計画を定めるものとする。

(当直責任者の指揮監督)

第22条 警察署の当直責任者は、当直勤務中、地域警察官の勤務について指揮監督するものとする。

第23条 削除

(点検、訓示等)

第24条 署長は、自ら又は地域警察幹部に命じて、交替制勤務の地域警察官については毎交替時、その他の地域警察官については毎月1回以上定期的に招集し、それぞれ、点検、訓示及び指示を行い、命令を徹底するとともに、必要な指導教養及び訓練を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、地域警察幹部以外の幹部に、その所掌する事項について指導教養や訓練等を行うように命ずるものとする。

- 2 署長は、勤務交代を速やかに行うため、毎交代時の点検、訓練等を重点的かつ簡潔に行うものとする。
- 3 署長は、第1項の規定により、地域警察官を定期的に招集する場合には、警察署管内の警戒力に間隙を生じないようにするとともに、必要な交番等及び警備派出所に勤務員を配置しておくことにより、当該交番へ来訪する市民への対応が適切に行われるように配慮しなければならない。

第4章 通常基本勤務

第1節 通則

(勤務交代)

第25条 署長は、交替制勤務の地域警察官の勤務配置を迅速に行い、勤務交代を速やかに行わなければならない。

- 2 前項に規定する勤務交代は、原則として、前日の勤務員と当日の勤務員が面接し、必要事項の引継ぎを確実に行うものとする。

(活動状況の記録)

第26条 地域警察官は、活動単位ごとに勤務日の活動状況を記録しておかななければならない。

第2節 交番、駐在所、警備派出所等

(受持区の指定)

第27条 署長は、所管区の実態に応じて勤務員ごとに、巡回連絡を担当する区域（以下「受持区」という。）を指定するものとする。

(警ら要点)

第28条 署長は、所管区又は警備区における交通の指導取締り、犯罪の予防及び検挙、警戒警備等の対象となる主要な地点、地域及び区間の警ら要点を示して重点的に警らを行わせるものとする。

(巡回連絡)

第29条 巡回連絡は、交番等の地域警察官が、受持区のすべての家庭、事業所等の各戸について行うものとする。ただし、署長が巡回連絡を行う必要がないと認めて特に指示したものについては、この限りでない。

- 2 巡回連絡の実施については、前項に規定するほか、別に定めるところにより行うものとする。

(移動交番車)

第30条 署長は、住宅団地、新興住宅地、盛り場等の必要と認める地域に移動交番車を派遣し、地域警察活動を補うものとする。

(統合運用の留意事項)

第31条 署長は、規則第21条の2に定める2以上の所管区を結合した区域（以下「ブロック」という。）における統合運用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 当該ブロック内の勤務員の活動を有機的に連携させるように努めること。
- (2) 当該ブロック内の地域警察官の活動を一元的に統括する統括責任者及び統括責任者不在時の職務を代行する副統括責任者をあらかじめ指定すること。
- (3) 統括責任者及び副統括責任者には、原則として活動の拠点となる交番又は駐在所の所長等をもって充てること。

（案内図）

第32条 交番等には、地理案内その他市民の利便に供するため、所管区内の道路、官公署、その他必要な事項を表示した案内図を作成して、施設内の最も見やすい場所に掲示しておかなければならない。

第3節 自動車警ら班

（自動車警ら班の運用）

第33条 自動車警ら班の運用については、別に定めるところによる。

第4節 警備派出所

（警備派出所）

第34条 署長は、警備派出所が置かれる地域等の状況に応じた活動要領を定めるものとする。

第5章 特別勤務及び転用勤務

（特別勤務の従事）

第35条 署長は第11条の規定により地域警察官を通常基本勤務以外の地域警察勤務（以下「特別勤務」という。）に従事させる場合は、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 地域警察官を相当長時間特別勤務に従事させるときは、これに伴う通常基本勤務の削減により生じる地域警察活動への影響を最少限にすること。
- (2) 特別勤務を通じて行う地域警察活動と関係する他の警察部門の行う活動との連携の確保を図ること。

（転用勤務の従事）

第36条 署長等は、人員配置の都合等特段の理由がある場合を除き、地域警察官を転用勤務（「看守、押送、当直等の地域警察勤務以外の勤務」をいう。）に従事させてはならない。

2 署長等は、地域警察官を転用勤務に従事させるときは、地域警察部門にのみ負担が偏ることのないように努めなければならない。この場合において、地域警察官を1月に9日以上又は継続して5日以上転用勤務に従事させようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。

第6章 交番相談員

（交番相談員の任命）

第37条 交番相談員は、本部長が任命する。

（交番相談員の運用）

第38条 交番相談員の運用については、本部長が別に定める。

第7章 補則

（活動状況の報告）

第39条 署長は、地域警察官の毎月の活動状況を別に定める様式により翌月7日までに本部長に報告するものとする。

（備付簿冊）

第40条 交番等及び警備派出所には、別に定める備付簿冊のほか、次に掲げる記録簿冊を備え付けるものとする。

簿冊名	索引要否
活動日誌	否
備品台帳	否
犯罪捜査簿	要
管内要覧	否

2 簿冊の様式、記載要領については、別に定める。

(細則)

第41条 署長は、本部長の承認を得てこの規程の施行に関し、必要な細則を定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年本部訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年本部訓令第4号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年本部訓令第8号抄)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年本部訓令第6号)

この訓令は、平成30年3月19日から施行する。

別表 (第9条関係)

区分		勤務時間の基準	
勤務種別	勤務方法	当番日	日勤日
交番勤務	立番 見張 在所 警ら 巡回連絡	2時間 2時間 3時間30分 6時間 2時間	1時間 1時間45分 4時間 1時間
駐在所勤務	立番勤務を行う場合		1時間 2時間45分 3時間 1時間
	立番勤務を行わない場合		2時間45分 4時間 1時間
移動交番車勤務	在所 警ら		2時間45分 5時間
自動車警ら班勤務	機動警ら 待機	10時間 5時間30分	5時間 2時間45分
警備派出所勤務	警戒警備 立番 見張 在所 警ら	警備区(警備派出所の活動区域をいう。)の実態を勘案して、勤務方法ごとに、署長が勤務時間を定めるものとする。	
地域警察事務従事勤務	地域警察 勤務	15時間30分	7時間45分
備考			
1 降雪、雨天時等には、立番を見張に代えることができる。			
2 臨時交番の設置に当たっては、その目的等を勘案して、設置の都度、署長が勤務制及び勤務方法ごとの勤務時間を定めるものとする。			